

成年後見実務から見える 意思決定支援のありかた

令和7年7月12日

特定非営利活動法人岡山意思決定支援センタービーユー理事長

岡山弁護士会 弁護士 竹内俊一

一 後見等事務報告書（初回報告・定期報告）

① 1 家庭裁判所と後見人等のコミュニケーションツール

・ 高齢者・障がい者・こどもの権利擁護支援は、国レベルでも重要な課題であるが、家庭裁判所はそのための主要な国家機関である

・ 地域で高齢者・障がい者・こどもの権利擁護を支援するには、民間の支援活動が不可欠であり、その当事者及びその親族のみならず、市民や専門職等も権利擁護支援としての後見業務に携わることになる

・ その際、家庭裁判所と地域が連携するためには、相互のコミュニケーションが必須であり、全国どこでも同じクオリティのコミュニケーションを実現するために、令和7年4月から統一書式を利用することにした

① 2 意思決定支援の見える化

（1）選択肢の設定～選択肢は多い方が良い

（2）チーム構成～支援者は多い方が良い

二 初回報告

1 審判確定後1ヶ月内報告

(1) 後見業務に必要な情報を収集する（アセスメント）

- ・申立書・添付書類等の入手
- ・本人及び支援者へのコンタクト（支援者・キーパーソンは誰か）

- ①親族
- ②施設・病院の関係者
- ③福祉関係者
- ④行政の関係者
- ⑤その他 * 民生委員・福祉委員やご近所の方等

- ・施設・病院・福祉関係者の話合いに参加（情報収集の効率化）

* 話合いの日程調整及び参加者の選定は、入所・入院中であれば②相談員
在宅であれば③ケアマネor④担当課に声かけを依頼する

2 後見等事務の方針について

(1) 申立時まですでに形成されている支援チームで方針は決まっていて、そのままいく場合

- 後見人等候補者事情説明書に記載のとおり

(2) 審判確定後1ヶ月以内の本人及び支援者とのコンタクト、例えば施設・病院・福祉関係者の話合い（チームビルドして新たなチーム・ミーティング開催）で決まった場合

- 本人の生活状況について、必要となる医療や福祉サービス、施設入所の予定など、また本人の財産状況について、大きな収支の変動、多額の入出金の予定等を具体的に記載する

- ・本人に対するリスペクトとチーム間でのリスペクトが大切

上記方針は、本人の意思に沿ったものか

■ ① 本人が表明した本人の意思に沿っている

チェックポイント→本人が表明した内容と本人の（本当の）意思（「真意」と呼びます）が合致しているを確認したか

例えば、「別の施設に移りたい」と本人が表明した事案で、突然言い出した理由を探ろうとしたところ、本当は、新しく交代した担当者が嫌だっただけで、なじんでいた当該施設を移りたかったわけではなかったことがチーム・ミーティングで判明→「担当者を変えないでほしい」のが本人の真意と理解し、その意思確認を経て、施設と交渉し担当者を戻してもらった *その本人の想いを聞き取っていた市民後見人と複数後見だったことが幸いした

■ ② 本人の意思確認が困難なため推定した本人の意思に沿っている

【基礎知識】

- ・ すべての人に、意思決定能力はあることを原則とする
- ・ 意思が決まっていないのであれば、意思が形成できるようにわかりやすく選択肢を示し、場合により両立できる途を探して情報提供する支援
- ・ 意思を表明するのが苦手なのであれば、表明しやすいように場所・時間・ツールなどの環境整備する支援
- ・ 以上が意思決定支援であり、意思確認が困難のため本人の意思を推定するというのは、代行決定に含まれる

チェックポイント→代行決定において最初にすべきことは、本人の意思の推定であるが、そのためには、推定することができるエビデンスがなければならない

- ・ 例えば緊急手術の場合、医療機関からすると医療同意が必須であるが、ACPIは重要なエビデンスである

- ③ 本人の意思が推定できないため、本人にとって最も良い方法を検討し判断した

チェックポイント→「最善の利益」を決めるためには複数の選択肢についてメリットとデメリットを比較考量することが必要

- ・例えば、緊急手術の場合の医療同意について、ACPが作成されていないとき、または、親族等がACP（延命措置は不要）と異なる意向（延命措置を希望）を示したとき
- ・延命措置をするメリット 命を長らえる。デメリット コストが増える
- ・延命措置をしないメリット 苦痛から解放される。デメリット つらい
- ・比較考量は、チーム（医師・福祉関係者・後見人等）ミーティングで、いろいろな立場の者が多角的に検討する

- ④ 本人の意思及び推定の意思と異なる判断をした

* 意思形成支援を尽くしていることが前提となる

- ・意思決定能力＝本人の能力＋支援者側のチーム支援力
- ・支援力とは本人をそのまま受け入れ、そのまま活かせるようエンパワメントする力をいう

チェックポイント→例外的に異なる判断が許容される要件として、

- (1) 本人又は第三者の重要な権利侵害のおそれ

* 自己決定権も絶対的なものではなく、他の重要な権利との調整は必要となる

- (2) 経済的な事情等により客観的に著しく困難な選択肢を本人が希望し続けて、期限的な限界となるおそれ

* 家賃が本人の収入に比して高額のため滞納が長期に及んでいて遅延損害金が過大になってきた場合

■ ⑤ その他（今後本人に説明する予定である等）

チェックポイント→初回チームミーティングの日程調整に時間がかかったりして、1ヶ月内に間に合わないこともありうるので、その事情を記載する

【基礎知識】

- ・意思決定支援は、アセスメント及び本人との関係性構築で決まるということになるが、そのためには時間を要することが多いので、そのことに触れる
- ・意思決定支援は、効率を求める支援者側の要請（あえて利益という）と本人の揺らぎに寄り添う余裕（あえて犠牲という）の戦いであり、正解のないことにどれだけ耐えられるかの挑戦である

三 定期報告

1 本人の意思確認について *①～⑤は初回報告と同じ

(1) これまでに行った後見等事務を生活面と財産管理面とに分けて、複数回答可でチェックし、事務内容が確認できる資料を添付

(2) ■ ⑥ 事務によって当てはまる選択肢が異なる

生活面の事務では、①本人が表明した意思に沿って支援できたが、財産管理面では、他の当事者との調整が必要だったため、③本人にとって最も良い方法を検討し判断ということはあるので、そのことを事務ごとに記載する（事務によってチームメンバーが異なることもある）

2 支援者の変化（チーム再編）の有無・支援者との面談等の状況

(1) 本人や支援者とのコンタクトの頻度

(2) 面談等を行っていない場合の理由（行方不明になったら、どの程度、探す努力をしたか等を詳細に記載する）

司法・福祉・医療の連携 による意思決定支援事例

一 Aさんの経歴・病歴・犯罪

1) 経歴・病歴

- ・昭和53年生まれ、両親健在、4人兄弟の次男。
- ・幼少期に自閉症スペクトラム障害。
- ・高専卒後、人材派遣会社に就職したが3年で退職。別の高専に入学し大学受験に挑戦するが失敗、自宅の自室に引きこもり。
- ・国家公務員試験に挑戦するが不合格、そのころから、両親に対し、物を投げたりする暴力が始まる。
- ・アルバイトを始めるが、職種が合わないと退職、市営住宅で独り暮らし、引きこもり。
- ・30歳ごろ、アスペルガー症候群・うつ病の診断。

2) 犯罪歴

- ・平成18年 強制わいせつ罪（路上で若い女性の股間を触った）で罰金刑
- ・その後、市営住宅等への住居侵入罪、市営住宅で信号待ちしていた停車中の車に自転車で追突する器物損壊罪、自転車を市営住宅階下の住民女性に投げつける傷害罪等が続く
- ・平成23年 父親に対する殺人未遂罪（精神科受診のため、父親付き添いで待合室で待っている際、父親の胸を持参していた刃物で刺した）で懲役3年執行猶予5年保護観察付の判決
- ・令和元年3月 暴行罪（ATMに並んでいて、後ろの女性に唾をかけた）

- ・令和元年6月 傷害罪（コンビニの入り口付近で女性の腰を自転車に乗ったまま後ろから蹴り倒した）

- ・令和元年12月 器物損壊罪（同じ市営住宅の玄関ドアを壊した）で、令和2年5月懲役1年6月執行猶予4年の判決。

* 未決勾留中の令和2年4月に、父親が国選弁護士と相談し、父を申立人とする成年後見開始申立て。候補者欄は、その時点で7年間Aさんを支援してきた元精神科病院事務長。ただし、高齢で健康状態も良くなかった。

二 成年後見の活用

1) 家裁より令和2年10月7日、NPO法人岡山意思決定支援センタービーユーに対し、打診あり（申立てから半年後・・・）

2) 同年10月20日、後見開始審判。ビーユー（財産管理担当は当職、身上保護担当はK社会福祉士）と元事務長の複数後見。

* 某市が原告で、Aさんを被告として、市営住宅明渡等請求事件の訴えを同年8月13日に提起し、後見人の選任を待っていたので、さっそく同年12月21日に答弁書を提出したが、原告としては、Aさんが市営住宅に居住を継続する方向での裁判上の和解は極めて難しいという方針。

* そこで、滞納家賃の遅延損害金を大幅カットすることを条件とし退去する方向での事実上の解決しかなさそう・・・。

* しかし、「居所の選定」は意思決定支援必須の課題であり、どうやら本人は市営住宅に戻りたいとの意向が伝わっていたので、どうするか？

三 司法と福祉と医療連携チームビルド

1) 令和3年7月、執行猶予中のAさんが郵便局のATMにギリギリの時間に来て並んだ女性の背後を蹴とばすという傷害事件で送検されたとの情報提供があったので、国選弁護士に連絡を取ったところ、「接見に行っても、全くコミュニケーションが成り立たず、困っている」とのことであった。

2) そこでビーユー理事会で協議した結果、令和3年8月5日に刑事分野における司法・福祉連携「岡山モデル」研究会の岡山パブリック法律事務所の弁護士に「更生支援計画」を作成してくれる社会福祉士の紹介を依頼したところ、迅速に実績のある社会福祉士を手配してくれた。

3) 令和3年8月13日初めてのチームミーティング（主治医・PSW・保健師・障害者相談支援事業所・国選弁護士・更生支援計画作成社会福祉士・ビーユー身上保護担当社会福祉士・当職）

で情報共有をしたうえで、再度の執行猶予判決の場合と実刑の場合との両方を想定し、支援方針を協議した。

4) 同年9月17日、更生支援計画案を受け取る。

5) 同年10月8日、再度の執行猶予の場合に備えて、受け入れの精神科病院の手配を確認しておいた。

6) 同年10月12日、懲役1年（再度の）執行猶予5年保護観察付判決が出たので、同日保護観察所で遵守事項に関する誓約書を署名してもらってから、受け入れ病院に搬送しようとしたところ、本人が署名を拒否（なんであの女を蹴とばしたことがいけないのか・・・）。署名保留のまま、病院に搬送してもらうことを担当保護観察官に了承してもらう（病気の特徴を理解する上司がいたことが幸運だった）。

7) 同日、シナリオどおりの医療保護入院。

*同年11月11日、市営住宅退去手続き完了（このことを本人からどう承認を取るのかの課題を抱えたまま）、同月17日原告が訴えの取り下げ。

8) 同月16日、前記誓約書の署名を再度拒否したので、保護観察官から、このままだと実刑にするしかないと脅かされる。そこで、PSW（彼は言語的理解が弱いので、わかりやすいチャートを作ってみます）とともにチャートを使いながら、月末まで何度か必死に説明したところ、ある瞬間に、彼が腑に落ち、署名した。

9) 令和3年12月8日チームミーティング（前回から、保健師・国選弁護士・更生支援計画作成社会福祉士が抜けた）で退院後の居所の選定を含めた支援体制の選択肢を協議し、年明けから選択肢数か所について、PSWと看護師が本人に同行し、Aさんの意向を確認しながら、退院後のアパート（訪問看護・ヘルパーも）を決めた。市営住宅にあった彼の宝物は保管していたので、そのことも功を奏した。

四 その後のAさん

- 1) 令和4年2月17日退院後、新住居での生活は落ち着いていて、退院後今日まで、Aさんは事件をまったく起こしていない。
- 2) Aさんが日常生活で多少イライラしても、訪問看護師（自宅アパート）や身上監護担当社会福祉士（病院受診時に面談）に相談するようになったことが、再犯防止につながっていると思われる。
- 3) 令和6年10月3日、Aさんは自分自身の想いから、父親あてにこのような落ち着いた生活ができるようになったことに対する御礼の手紙を送っており、そのことに感激した父親から、ビーユーあてに感謝の気持ちのこもった礼状が届いた。
- 4) チーム内ではMLで情報共有を続けている。

五 まとめ

- 1) 意思決定支援はチームで支援するものである
～支援者は多い方が良い
- 2) 本人及びチーム相互間の関係性構築のキーワードは
～リスペクトとエンパワーメント
- 3) 迷い道クネクネに伴走する
～ひと手間かかることは覚悟する

以上